

大田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年度～令和7年度

令和6年7月改定

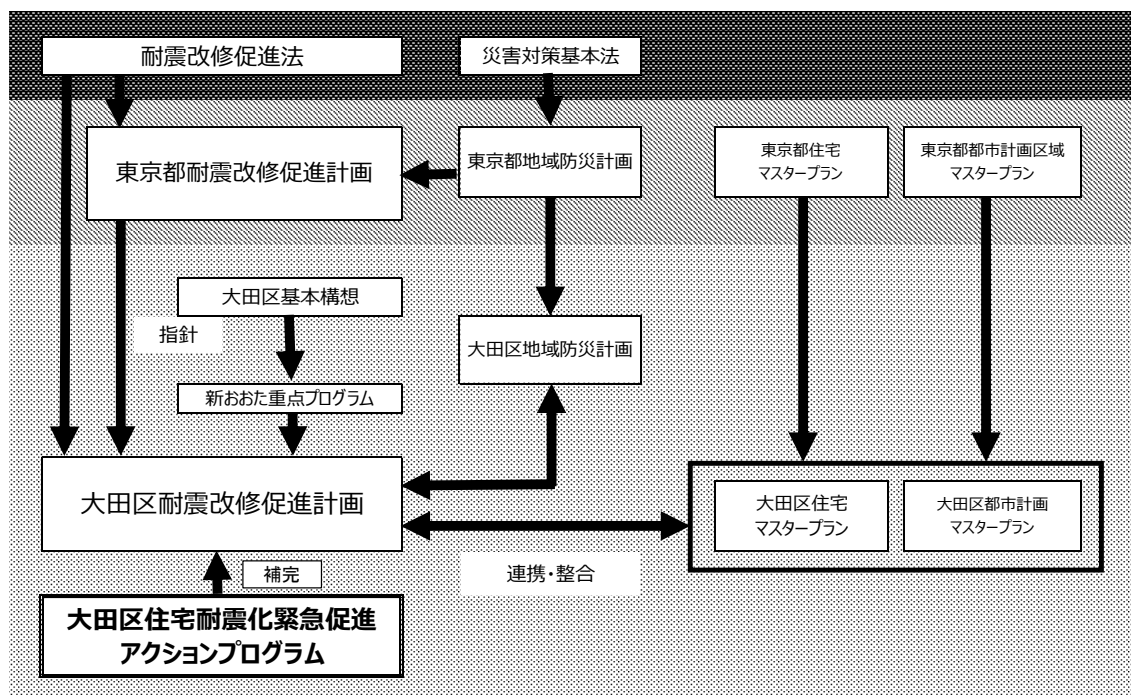
大 田 区

1 目的

大田区では、大田区耐震改修促進計画（令和4年一部改訂、以下「促進計画」という。）において、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するという目標を設定している。この目標達成に向け、様々な支援制度等を創設し、災害に強いまちづくりを進めてきたが、令和4年5月に東京都から発表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、依然として大きい被害であることが示されている。このような状況から、耐震化が必要な建築物所有者や耐震改修事業者に対して、耐震化関連事業の周知啓発を充実させ、耐震化に関する意識醸成、知識向上等による建築物耐震化を早急に促進させることを目的に、大田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定する。

2 位置付け

本アクションプログラムは、促進計画を補完するものとして位置付け、耐震化に関する取組方針を定めるものとする。



大田区におけるアクションプログラムの位置付け

3 対象区域

本アクションプログラムの対象区域は、大田区内全域とする。

4 対象建築物

本アクションプログラムの対象となる建築物は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 区内全域にある、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物
(旧耐震基準建築物)
- ② 区内全域にある、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに建築された 2 階建て以下かつ在来軸組構法の木造住宅 (新耐震基準グレーゾーン住宅)

5 計画期間

本アクションプログラムの計画期間は、令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 か年とする。

6 取組内容

1) 耐震化に向けた普及啓発等の取組み

- ・耐震化助成事業に関する内容をまとめたパンフレットを作成し窓口での配布、区報掲載や区のホームページ等で事業についての P R、周知を行う。
- ・建築士等の専門家と協力し、無料相談会・説明会・イベント等を実施する。
- ・足場を設置する工事現場において、区の耐震化助成事業に関する懸垂幕の掲示を努力義務とし、区民に幅広く耐震化助成事業の P R を実施する。
- ・耐震性に懸念のある建築物所有者に対して、耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、ダイレクトメールや個別訪問により所有者責務、助成制度紹介等の説明や支援を行う。特に耐震改修が進みにくい非木造住宅を対象に、集中的なアプローチを行うことで耐震化を促進させる。

2) 改修事業者等の技術力向上を図る取組み

- ・耐震改修事業者等の技術力維持・向上に資する情報提供を実施する。

3) 建築物所有者と改修事業者との接点をつくる取組み

- ・建築物所有者が耐震改修事業者の選定を容易に行えるように、区のホームページにて耐震診断業務を実施する事業者の一覧及び H P 等リンク先を掲載し周知する。

7 連携

本アクションプログラムを総合的に推進するため、東京都建築士事務所協会大田支部、東京建築士会大田支部耐震部会、大田区建設組合耐震連絡会、J S C A 大田世話役会、大田建設協会、地域団体及び区内事業者等と連携する。

8 実績の公表

取組み内容の結果については、年1回結果を取りまとめ、公表する。

戸建住宅の耐震診断及び耐震改修工事（木造住宅除却工事含む）の助成実績表

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
耐震診断	137件	61件	66件	58件	57件	379件
改修計画 ・設計	36件	34件	49件	29件	26件	174件
耐震改修 (除却含)	91件	140件	221件	162件	196件	810件